

## (仮称)花巻市まちづくり基本条例素案パブリックコメント意見 (12/12～12/18説明会分)

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
1	前文	前文の「花巻は」を「花巻市は」に。用語の使い方の根拠が分からない。「湯の温もり」は物理的すぎる用語のため「心の温もりをあわせ持つ」に。	12/12 花巻
2	前文	「日本国憲法に基づいて」という言葉を入れて欲しい。条例の上に条例はおかしい。	12/12 花巻
3	前文	前文は抽象的、情緒的との印象である。「花巻市民憲章」の(簡潔で力強い)文言を条例に採り入れたい。	12/12 花巻
4	前文	前文について、句読点の位置を検討するべき。	12/14 大迫
5	前文	結いと「助け合い(愛)」とは全く違う。結いの崩壊は、サラリーマンが増えたため。個人収入の増。	12/14 大迫
6	前文	前文の「イーハトーブの実現を目指す」という部分は、説明の「物心ともに…」の方が分りやすいのではないか。 (「イーハトーブ」の方が響きが良いため、そのままとした方が良いという意見もあり)	12/14 大迫
7	前文	早池峰からの印象。西の方が手薄に思われる。奥羽山系の表現もほしい。イーハトーブはなまきという表現が望ましい。	12/17 石鳥谷
8	前文	説明文がないと「イーハトーブ」の意味が分からない。意味を文章に入れてほしい。	12/18 東和
9	前文	「結い」の精神、若い人達に分かるのか。理解させるのに無理があるのではないか。	12/18 東和
10	前文	「信頼」と「分担」は別ではないか。信頼は「信託」ではないか。	12/18 東和
11	第1章 第2条	定義の「市の執行機関」の後半に、固定資産の評価委員などという解説はいらない。	12/12 花巻
12	第1章 第2条	「コミュニティ」を日本語に(分かりやすく)すれば説明がいらない。カタカナは使用しない方が良い。	12/18 東和
13	第1章 第3条	最高規範の条例を位置づけるための条例は、新条例(市民参画条例、住民投票の条例、協働の手続き条例)の必要性を含めて検討が必要。	12/17 石鳥谷
14	第2章 第4条	第4条(3)の「全ての人に優しいまち」は「全ての人々が幸福なまち」の方が良いのではないか。	12/14 大迫
15	第2章 第4条	市民の果すべき姿が見えない。4条に入れる。	12/17 石鳥谷
16	第2章 第4条	市民の求めるものを第4条に入れるべき。市のあるべき姿のみでは漠然としている。	12/17 石鳥谷
17	第3章 第5条	信頼は「信託」へ。「参画・協働」は「信頼」とイコールではない。「信頼関係」を削る。	12/18 東和
18	第4章 第6条	市民の権利について、市民会議提言の「市民は、行政サービスを公平に受ける権利があります。」の方が相応しい。この項目を第5項に入れてほしい(復活)。複数の要望があった。市長の仲間だけにダメである。	12/12 花巻
19	第4章 第6条	情報の公開について再検討されたい。	12/12 花巻
20	第4章 第6条	情報公開条例の中身について不明な点がある。情報公開に制約が多すぎる点を改善されたい。	12/12 花巻
21	第4 ～6章	行政の役割と地域の役割をはっきりさせる必要がある。どこまで協働するのか分からない。	12/14 大迫
22	第5 ～6章	市民、市議会、市(執行機関、行政)の役割を簡単、明確にして欲しい。	12/12 花巻
23	第4章 第6条	第6条(市民の権利)第2項は、情報公開条例があるのならば規定する必要性が無いのではないか。	12/14 大迫

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
24	第4章 第7条	第2項、事業者の責務の中に就労に関する(働く場所の提供)を盛り込んで欲しい。	12/12 花巻
25	第4章 第8条	「子ども」が未成年を意味するのであれば、「20歳未満」と記述するべき。	12/14 大迫
26	第4章 第8条	子どもの規定があるが、高齢者や障害者も入れるべきではないか。	12/14 大迫
27	第4章 第8条	前文で、次世代への継承をうたっていることとの整合性からも、「子ども」の規定だけで良い(高齢者や障害者を加えるべきではない)。	12/14 大迫
28	第5章 第9条	第2項の「市議会は市民に開かれた」というような格好いい表現が使わない方が良い。	12/18 東和
29	第5章 第9条	第3項の「努めるものとする」は当たり前のことで、わざわざ規定するまでもない。例えば「活動を行うものとする」とする。	12/17 石鳥谷
30	第6章 第10 ～11条	第10条、第11条は、基本条例でいわなくても、それ以前に当然の責務である。基本条例としての品格が落ちるので削除したい。 責務を「…に努める」としているが、これでは基本条例の品格にかかわる。むしろない方が良い。	12/12 花巻
31	第6章 第11条	第3項の市職員の規定は、地域活動への参加を強制することになるのではないかと心配。ここまで規定することはできないのではないかと心配。 (市職員に参加してもらうためにも、規定してほしい。との意見もあり)	12/14 大迫
32	第7章 第13条	対象となる計画策定はどの程度想定しているか。大きな、大事な計画に絞るべきではないか。	12/12 花巻
33	第7章 第13条	パブリックコメントを分かり易く表現してほしい(意味が分からない人がいた)。	12/12 花巻
34	第7章 第13条	「パブリックコメントを実施する」はおかしい。集める、聞く、徴収が適当である。	12/18 東和
35	第7章 第15条	委員会の役割を定めるべき。(例)評価・検証した内容の公開。	12/17 石鳥谷
36	第7章 第15条	15条関連を、もっと具体的に表現する。	12/18 東和
37	第8章 第16条	個人情報の保護が誤解されないように、地域内での情報公開してくださいとの一行をうたってほしい。	12/17 石鳥谷
38	第9章 第20条	行政が持つ情報公開について、より詳細な具体的な方法を挙げて説明してほしい。(「情報公開条例」以上のものを希望する。公開しない情報を明示するとか。)	12/12 花巻
39	第9章 第20条	今までの情報公開の経緯から、「行政文書はありません」という回答で終始してしまうが、この条例にも情報公開を明示しているので、要望があった場合、納得しうる回答を保障するようにお願いしたい。「ない」という回答に不満を付けている機関がないので、設置するようにお願いしたい。	12/12 花巻
40	第9章 第23条	行政評価に第三者機関の設置を規定すべき。行政評価委員会等。	12/17 石鳥谷
41	第10章	住民投票について、より具体的な事項を明記すべきである。	12/12 花巻
42	第10章 第25条	住民投票の「6分の1」の署名は、まちづくり条例に相応しくない根拠である。市民会議の案、10分の1、住民投票をさせない意見である。せめて20分の1、25分の1に。大迫地区の住民の意見を通せる。	12/12 花巻

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
43	第10章 第25条	18才以上、75歳までの人10分の1が3,000人である。地域的問題になると6分の1は難しい。自治体にあったやり方でやった方がよい。	12/12 花巻
44	第10章 第25条	住民投票について、「6分の1」ではハードルが高い。	12/12 花巻
45	第10章 第25条	住民投票について、「6分の1」は決してハードルが高いとは思わない。安易に住民投票に傾かないように、重要案件に限るものとしてハードルを低くすることはない。	12/12 花巻
46	第10章 第25条	住民投票は10分の1の連署で請求できることとすべきだ。6分の1では、門前払いの感がある。	12/17 石鳥谷
47	第10章 第25条	住民投票について、条例で表すのであれば、更に具体的に表すべきではないか。または、補足すべき方法を検討すべきではないのか。	12/17 石鳥谷
48		条例の必然性があるのか。もう財政的、市民サービスを切り捨てる様に感じる。本当に必要であれば、もっと今までは違って大変なんだ、あるいは希望を持たせる内容としてほしい。日本国憲法と現在条例とはどういう関係だ。お飾りではなく、本当にやるものなら、もっと訴えるものが欲しい。住民投票は評価している。それ以外はピンと来ない。	12/12 花巻
49		総合開発計画との関係は、整合性はどのようになるか。コミュニティ会議は何なのだろう。他の計画との整合性を検討して欲しい。	12/12 花巻
50		この条例の名前は「花巻市基本条例」が良い。	12/12 花巻
51		まちづくり条例よりも自治基本条例の方が良い。自治のルールづくりの条例だからルールを作った方が良い。応答責任は、返事を出すものとして条例に入っていれば、これまでより前進している。	12/12 花巻
52		市民にとっての憲法であれば、現代の世相を反映した文言を入れるべき。(例)「環境」について分類して、自然と生活環境、耕作放棄地、廃棄物の不法投棄など公序良俗の欠如に起因するものは具体性があって良い。	12/12 花巻
53		条例案をこの場で初めて見た。教育についてひとつも触れていない。教育に触れるべきだ。	12/12 花巻
54		日本国憲法であれば、国家権力が国民を守るその原理・原則を内容とした。市の憲法だとすれば、市民の権利を守り育てる視点を明確に打ち出すべきである。	12/12 花巻
55		まちの中心部、市街地を活性化するような内容を盛り込むべき。商店街、まちなかに観光客を誘導して欲しい。	12/12 花巻
56		この条例が時代に合わなくなったら見直しするということを条例にうたう必要がある。	12/14 大迫
57		市民参画条例を早急につくるべき。条例化が必要であり、「見直し」規定を復活させるべき。	12/14 大迫
58		格調高いものとするべき。	12/17 石鳥谷
59		市民憲章と整合させること。	12/17 石鳥谷
60		推進目標を示すような言葉をもっと具体的に盛り込んでどうか。	12/17 石鳥谷
61		条文と「説明」を読んで、はじめて条文の意図するものが見えることから、条文の表現力を補足すべきではないか。	12/17 石鳥谷
62		前文の「相互扶助の精神」が、条文に取り入れられていない。どこかに入れるべきである。	12/17 石鳥谷

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
63		地域協議会の規定が無いが、書き込まなければならないのではないか。	12/17 石鳥谷
64		何年もかかって100点にしなければならない。見直しについて明記が必要である。具体的年数を定めなくとも良い。	12/17 石鳥谷
65		進化する条例といいながら、見直しについて明記されていない。後のためにも定めるべきである。	12/17 石鳥谷
66		条例の名称は、このままにしてほしい。本条例が市民権を得ることが大前提。	12/18 東和
67		前文は立派、内容いい。50年、100年を考えるならもっと時間をかけて練るべきだ(今日初めて案を見た)。	12/12 花巻
68		条例に見直しの規定がないなら、もっと時間をかけるべきだ。(早急すぎる)	12/12 花巻
69		説明資料がこれだけで、意見をいえといわれてもいえない。時間をかけるべきだ。	12/12 花巻
70		時間をかければもっといいものができる。	12/12 花巻
71		あと1年は必要ではないか。全戸配布して、読ませてからでいい。	12/12 花巻
72		もっと時間を。	12/12 花巻
73		尚早でないか。もっと市民に説明する時間が必要。	12/12 花巻
74		ホームページを見る人も限られている。条例の趣旨を伝える職員、引っ張る人必要(条文には委員会の規定しかない)。	12/12 花巻
75		市内4箇所でのパブリックコメントであるが、旧花巻は人口7万人余りである。これを1箇所での開催は無理があったのではないか。もっと広く意見を集約するためには、旧市内でも4箇所くらいの単位でやるべきではなかったか。大切な憲法を担当する条例であるだけに。	12/12 花巻
76		検討期間が短い。市民の参画が絵に描いたもち。	12/12 花巻
77		こんな短期間ではなくもっとじっくり作って欲しい。時間をかけて欲しい。	12/12 花巻
78		情報障害を持っている人にも伝える努力を。	12/12 花巻
79		ホームページをみることができないため、別の方法で結果を公表する必要がある。	12/12 花巻
80		「討議する時間がないから打ち切り」ではなく、時間をかけて盛り上げていく必要がある。マニフェストの実施50%というが、市民が生活面で実感しているとは思えない。市長への手紙を出したが、回答は来るが、こちらの意向を汲み取ったものではない。	12/12 花巻
81		市民会議の提案内容と併記して検討するべき。	12/12 花巻
82		他の説明会会場での意見を公表してほしい。	12/12 花巻
83		条例の作成過程を示してほしい。(当初こうだったが、結果こうなった。)	12/12 花巻
84		策定委員会の委員名、実施回数の公表を。	12/12 花巻
85		市民への周知(情報伝達)方法に工夫を。ホームページで閲覧できるが、インターネットを見られる人はまだ特定の。条例案等を周知させることの工夫を要する。	12/12 花巻

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
86		全国的な流行り、2年ぐらいかかっている。去年の12月からじまって1年。時間が少ない。何のためにつくるのか3月の議会に上程するのは早すぎる。	12/17 石鳥谷
87		市が真剣に取り組もうとするなら、振興センター単位くらいでの話し合いが必要。	12/17 石鳥谷
88		市民主権といきなり転換は難しい。急がずじっくり年数をかけて検討、住民に入って検討する機会を設ける必要がある。	12/17 石鳥谷
89		つくるのは構わない。手順を実践する活動をじっくり時間をかけて定着させるべき。	12/17 石鳥谷
90		条例は、つくただけで終わらず、効果ができるように運用してほしい。	12/17 石鳥谷
91		条例に基づいた施策や効果を、推進委員会の情報を、年に1回でも公開してほしい。	12/17 石鳥谷
92		議会に関する規定について、当事者である市議会は今現在検討中の筈の議会基本条例の制定の必要性の有無を早期に明らかにすべきであると思うが。	12/17 石鳥谷
93		市民参画の方向が、1年経っても理解できない。法令よりも、まず、振興センター(コミュニティ会議)の活動の充実をすすめるべき。いつも、役員のみ、まず住民が理解。立派すぎて、よく分らない。	12/17 石鳥谷
94		やれやれでなく、市が求めるレベルへ連れ導いてほしい。職員にリードしてほしい。	12/17 石鳥谷

(感想等)

1	前文	「豊かな地域社会」という言葉について、どう豊かが分からない、現状のことが、尺度が分からない、捉え方が分からない。若い人は働いても豊かにならない。行政の中でどのように反映されるのか。	花巻
2	前文	「結い」の精神は、押し付けでもしかりではダメ。自然発想的であるべき。	大迫
3	前文	「結い」というものを拒否してきたために発展したこともあるのではないかと。今更、結いの精神に戻れるのか。	大迫
4	前文	「イーハトーブ」を花巻市はよく使うが、現実的に宮沢賢治の理想を実現できるのか。未完成ではないか。	石鳥谷
5	前文	前文は、立派だ。	石鳥谷
6	1章2条	名称の「まちづくり基本条例」にこだわるなら、まちづくりを定義した方がよい。	石鳥谷
7	3章5条	「自治による・・・」と「コミュニティ会議」がイコールとなるのか。自治会、公民館活動は不要なのか。コミュニティ会議が無くなった場合、どうするか。	東和
8	4章6条	条例は市民の権利をうたうもの。	石鳥谷
9	4・5・6章	権利と義務が明確。自覚を持つまで時間がかかるのでは。	石鳥谷
10	4章7条	市民の責務は、漠然としている。	石鳥谷
11	5・6章	議会・市長の責務が市民会議より後退している。	石鳥谷
12	7章15条	地域協議会との関連はどうか。生かす方向で考えられたい。	東和
13	7章	参画する義務があるか。現実には、公募委員への応募などが少ないのではないかと。	大迫
14	7章	「協働」の文言は、市民権を得ているか。	東和
15	8章16条	コミュニティ会議とこの条例の関係は。	花巻
16	8章	コミュニティ会議みたいなものをやらせるのか。今はやりでは駄目です。	花巻

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
17	8章	積極的な地域とそうでない地域、どうしても出来ない地域という地域格差がある。行政としてどう対処するのか。	大迫
18	8章	高齢化のため協働ができない地域が出てくるのではないかと。	大迫
19	8章	協働参画できない地域はどうするのか。	大迫
20	8章16条	「地域コミュニティ活動」について「自主的に」つくる、市などと「連携する」とあるが、限定するように聞こえる。	大迫
21	8章16条	地域コミュニティ会議の活動の位置づけがなされている。	石鳥谷
22	9章22条	「応答責任」は良いこと。	東和
23	10章25条	「6分の1」必要な案件が出てくることはない。	花巻
24	10章25条	住民投票は18歳未満だが、それ以下は教育しなくていいのか。	花巻
25		本条例のスタートにより、よく耳を貸してもらいたい。そういう参画もあると思う。	東和
26		総花的で具体性に欠けているような気がする。	花巻
27		基本条例と既存の計画の整合性はどうなるのか。	花巻
28		条例が多すぎる。基本条例まで必要か。	花巻
29		この条例をつくらうとしたきっかけが分からない。	花巻
30		基本条例に違反した場合はどうなるか。	花巻
31		条例は情緒性があるのは良いが強制力に欠けている。市に対する強制力が欠如している。	花巻
32		市民憲章で十分ではないか。	花巻
33		市で生活していくベースとなる条例だと思う。若い人が働ける場所を考えて欲しい。(条例に盛り込めないか)	花巻
34		27条は、市の憲法というには少なすぎるように思う(簡単すぎる内容に思う)	花巻
35		突然(条例素案を)出されても、よく分らない。	大迫
36		中身が分からないので意見を提示するのが難しい。	大迫
37		理念という性質上、何を最高規範とするか。何回も集まって話し合う意味があるのか。	石鳥谷
38		新しいまちづくりにしてほしい。	石鳥谷
39		象徴的なこととして、市長のマニフェストに市民参加条例の制定とあるが、素案から削除に至った判断は、誰がどんな理由で行ったのか。	石鳥谷
40		条例中に、「地域自治区」の規定が見られず、花巻市地域自治区設置条例との整合性が図られていないのは何故か。小さな市役所構想のあおりで、先の水害対応でも露呈した様に、地域自治区の事務所である現支所を事実上、弱体化させている誤った市の方針は見直すべきではないか。	石鳥谷
41		条例を本物にするために、市民がどうあればよいかイメージすることが出来ない。	石鳥谷
42		市民の立場では、具体性が見えていない。	石鳥谷
43		前文と条項がしっかりしていない。	石鳥谷
44		今回の説明会の周知はどのように行ったか。参加者が少ない。	大迫
45		これを部落に帰って、どう説明するか難しい。	石鳥谷

No	素案の 該当箇所	意見要旨	会場
46		基本条例制定に伴う実効性確保に向けた取り組み。具体的には、施行規則や基本条例を含む各種例規の見直し作業の準備態勢は整っているのか。	石鳥谷
47		職員に、基本条例に関する情報が共有され制定の趣旨が理解されているのか。この条例の内容で市長や市職員、市議会、市民の何が(行動・思考)が変わると思うか。言い換えれば何を变えたいのか。行政とすれば、つくったという事実だけで評価されるのだろうか。	石鳥谷
48		職員プロジェクトチームというのがあったようだが、庁内でそういった活動に取り組まれていたのか。情報は結果ではない。過程こそ情報そのもの。現場に一番近い、振興センター職員をこの作業に関与させなかったのは大失策。	石鳥谷
49		先行市町村の制定状況を見ると、少なくとも2年間、足掛け3年ぐらいの制定準備期間を要しているが、当初は12月議会、現在は3月議会での上程を考えているようだが、市民間の合意がまだ不十分な現状で、なぜ、そんなに急がなければならないのか。延べ30回、100時間もの検討を費やしたこの条例制定に、肝心の条例制定権を持つ、議会側の審議体制は万端なのか。	石鳥谷
50		参画と協働が核なのに、一部の人しか参画していない。上からの参画と協働と、下からの盛り上がり が大切。大瀬川の場合、公民館活動が下地にある。	石鳥谷
51		今までは行政が上から企画、今年からは末端から、時間もかかって当然。	石鳥谷
52		財政的な背景からも地域主権が出てきた。時代が変わってきた。	石鳥谷
53		行政だのみの住民が、これからの時代、簡単にはいかない。住民の力を発揮する必要性が、よく理解できる。	石鳥谷
54		条例の制定において、一部の人しか関わっていない。	石鳥谷
55		この条例は、国の指導のもとに出てきたものか。	石鳥谷
56		参画と協働の全域での普及のためには、時には、行政の手助けが大きく必要になる場合があるのではないか。	大迫
57		よりどころとなる情報公開はどうやってすすめていくのか(今後の作業、周知の仕方等)。	大迫
58		どう使うのか。言葉を精査しなければ使えないものとなる。	石鳥谷
59		広報が見にくい。(説明責任として十分か)	東和